

(地Ⅱ109)  
(地Ⅲ120)  
平成29年9月11日

都道府県医師会  
学校保健担当理事 殿  
母子保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 道永 麻里



常任理事 温泉川 梅代



学校及び教育・保育施設等におけるてんかん発作時の  
坐薬挿入について（依頼）

平成28年3月23日(地Ⅱ227)で、学校において、児童生徒等にてんかん発作が起こった場合に、生命の危険が生じる可能性もあるため、所定の条件を満たした場合に限って、教職員が本人に代わり坐薬挿入することは、医師法第17条に違反しないとする通知を各都道府県医師会に発出をしております。

今般、文部科学省より、本件につき、十分な周知がなされていなかったことを踏まえ、資料1のとおり、都道府県教育委員会に再度周知徹底を図った旨、連絡がありました。

また、合わせて、内閣府、文部科学省、厚生労働省が、各都道府県の児童福祉主管部等に対しても、教育・保育施設等(保育園、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等)におけるてんかん発作時の坐薬挿入について、同様の周知を行ったとのことです(資料2参照)

各都道府県医師会におかれましては、貴会関係の郡市区医師会ならびに学校医、園医等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上